

千葉県最低賃金改正のお知らせ

千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改正されました。

平成22年10月24日から
時間額 744 円
(従来は728円)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精・皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- ・「千葉県最低賃金」の他に業種により定められている「特定（産業別）最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。

※最低賃金についての詳しいことは、
千葉労働局労働基準部賃金室（TEL:043-221-2328）か最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

※今年度のキャッチフレーズは
「必ずチェック最低賃金！使用者も 労働者も」です。

■ お気軽にご利用下さい。

24時間テレフォンサービス TEL:043-221-4700

千葉労働局ホームページ

<http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>

平成 23 年 中小企業団体千葉県新春交流会

この度、本会では平成 23 年の新春を迎えるにあたり、中小企業団体千葉県新春交流会を下記のとおり開催する運びとなりました。

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆様に多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

1. 開催日時 平成 23 年 1 月 7 日 (金) 14 時 30 分～17 時 15 分

2. 開催場所 ホテルグリーンタワー千葉 3F 「シンフォニア」
千葉市中央区問屋町 1-45 TEL : 043-302-1122

3. 内 容

時 間	内 容	備 考
14 : 30～ 15 : 30	第 1 部 [表彰式] ・主催者挨拶 ・来賓祝辞 ・表彰式 優良組合 優良組合青年部 組合功労者 組合事務局優良専従役職員	3F シンフォニア
15 : 45～ 17 : 15	第 2 部 [賀詞交歓会] ・主催者挨拶 ・来賓挨拶 ・来賓紹介 ・乾杯	3F シンフォニア

4. 参加費 お一人 5,000 円
※1 組合 1 名様以上のご参加をお願いいたします。

5. 申込締切 平成 22 年 11 月 30 日 (火)
※本交流会の開催案内は本誌 10 月号の発送とともにお送りしております。
なお、同案内文のデータファイルは下記 URL からダウンロードできます。
<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/topics/1010/20101005.pdf>

◎お問合せ先 千葉県中小企業団体中央会 総務部
TEL : 043-306-3281 FAX : 043-247-8410